

浦安市子育て短期支援事業利用案内

令和7年6月改訂

「子育て短期支援事業」は、保護者の方が疾病、その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、実施施設において一定期間、児童を養育する事業です。

東野地区複合福祉施設（東野パティオ）では、1歳から18歳未満の児童を対象に、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）」、「休日養護事業」及び「夜間養護事業（トワイライトステイ）」の3つの事業を実施しています。

以下の内容をご確認のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

I. 概要

No.	項目	内容
1	事業の種類 及び内容	【短期入所生活援助事業（ショートステイ）】 児童を養育している保護者が、疾病、その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、<u>1回につき7日間（6泊7日）</u>まで、東野地区複合福祉施設（東野パティオ）内において、児童を養育する事業 【休日養護事業】 児童を養育している保護者が、仕事その他の理由により日曜日、土曜日及び休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、<u>午前8時から午後10時までのうち最長10時間</u>、東野地区複合福祉施設（東野パティオ）内において、児童に対し生活指導、食事の提供等を行う事業 【夜間養護事業（トワイライトステイ）】 児童を養育している保護者が、仕事その他の理由により月曜日から金曜日までの日（休日を除く。）の夜間に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、<u>午後5時から午後10時までの間</u>で、東野地区複合福祉施設（東野パティオ）内において、児童に対し生活指導、食事の提供等を行う事業
2	対象者	本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている児童を養育している保護者及び市長が必要と認める者が、次のいずれかの事由により児童の養育が困難である家庭の当該児童 【短期入所生活援助事業（ショートステイ）】 ①疾病、②育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上の事由、③出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由、④冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な事由 【休日養護事業】【夜間養護事業（トワイライトステイ）】 ①仕事その他の理由により平日の夜間等に不在
3	実施施設	東野地区複合福祉施設（東野パティオ） 居住棟 浦安市東野一丁目8番3号
4	定員（上限）	・ 短期入所生活援助事業（ショートステイ） : 3名 ・ 休日養護事業、夜間養護事業（トワイライトステイ） : 7名

5	利用にあたっての注意事項	①子育て短期支援事業の利用限度日数は1月あたり14日です。 ②利用の申込みは、利用開始日の1か月前から7日前までです。 ③利用の中止は、決まり次第速やかに連絡してください。利用前日正午を過ぎて中止した場合は利用料をお支払いいただきます。 ※利用児童の感染症罹患等、利用者都合の中止でない場合は証明書類の提出により還付できる場合があります。 ④利用期間延長の申込みは、利用日3日前の正午までです。 ⑤入院治療を要する児童や伝染性の疾病又はそのおそれがある児童等は利用することができません。 ⑥施設の利用中に体調が悪くなった場合は、利用を中止し、お迎えに来ていただくことがあります。 ⑦施設の利用人数には限りがありますので利用できない場合があります。 ⑧利用者情報は、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的に、浦安市こども家庭支援センターと共有させていただく場合があります。
6	個人情報の取り扱い	収集した個人情報は子育て短期支援事業に関する事項（業務）に利用し、適切に管理します。また、法令に基づく場合を除き、原則として、利用目的以外の目的のために個人情報を利用又は第三者に提供することはありません。

Ⅱ. 利用料金

1

短期入所生活
援助事業
(ショートステイ)

【市民税非課税世帯】

●2歳未満

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
入所 ～ 24時間以内	24時間超 ～ 48時間以内	48時間超 ～ 72時間以内	72時間超 ～ 96時間以内	96時間超 ～ 120時間以内	120時間超 ～ 144時間以内	144時間超 ～ 168時間以内
1,180円	2,360円	3,540円	4,720円	5,900円	7,080円	8,260円

●2歳以上

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
入所 ～ 24時間以内	24時間超 ～ 48時間以内	48時間超 ～ 72時間以内	72時間超 ～ 96時間以内	96時間超 ～ 120時間以内	120時間超 ～ 144時間以内	144時間超 ～ 168時間以内
1,180円	2,360円	3,540円	4,720円	5,900円	7,080円	8,260円

【上記以外の世帯】

●2歳未満

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
入所 ～ 24時間以内	24時間超 ～ 48時間以内	48時間超 ～ 72時間以内	72時間超 ～ 96時間以内	96時間超 ～ 120時間以内	120時間超 ～ 144時間以内	144時間超 ～ 168時間以内
6,480円	12,960円	19,440円	25,920円	32,400円	38,880円	45,360円

●2歳以上

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
入所 ～ 24時間以内	24時間超 ～ 48時間以内	48時間超 ～ 72時間以内	72時間超 ～ 96時間以内	96時間超 ～ 120時間以内	120時間超 ～ 144時間以内	144時間超 ～ 168時間以内
3,550円	7,100円	10,650円	14,200円	17,750円	21,300円	24,850円

※お子さん1人24時間当たりの料金です。

2	休日養護・ 夜間養護事業（トワイラ イトステイ）	【市民税非課税世帯】	
		休日養護事業	500円
		トワイライトステイ （夜間養護事業）	350円
		【上記以外の世帯】	
		休日養護事業	1,510円
		トワイライトステイ （夜間養護事業）	800円
		※お子さん1人1回当たりの料金です。	
3	お支払方法	利用後のお帰りの際に、東野地区複合福祉施設（東野パティオ）窓口で お支払いください。 ※生活保護世帯はお支払いの際に、生活保護受給証明書を提示すること で利用料が免除されます。	

Ⅲ. 利用方法

1	利用申込	申込期間	利用開始日の1か月前から7日前まで （例：11月1日から利用する場合は、10月1日～10月25日）。
		申込方法	①利用案内裏面の専用ダイヤルに連絡し、空き状況を確認し てください。（受付：8:30～17:00） ②空き状況の確認が取れましたら、窓口、郵送のいずれかに て、利用施設に下記申込書を提出してください。 ・「浦安市子育て短期支援事業利用申込書」 ③申込書は7日前までに提出してください。7日前までに提 出がなければ利用出来ません。 ※初回利用時は郵送での申込はできません。 ※郵送の申込の際は7日前までに申込書が施設に届くよう に送付してください。
		申込み先	社会福祉法人 佑啓会 （浦安市子育て短期支援事業運営受託事業者）
		面接	初回利用の場合は、施設見学を行い、ご家庭やお子さんの 状況等についてお話を伺います。電話での空き状況の確認時 に面接日程を調整させていただきます。面接当日は、お子さ んとご一緒に施設にお越しください。2回目以降の利用の場 合も申込時にご家庭やお子さんの状況について確認させて いただきます。

2	児童の送迎	児童の送迎時間については、次の時間帯にお越しください。	
		短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	午前 8 時から午後 10 時
		休日養護事業	午前 8 時から午後 10 時
		夜間養護事業(トワイラ イトステイ)	午後 5 時から午後 10 時
		※上記時間帯以外の対応はできません。	

【利用申込み】

住 所：〒279-0042 千葉県浦安市東野一丁目8番3号
 名 称：東野地区複合福祉施設（東野パティオ）居住棟 ふる里学舎浦安
 子育て短期支援事業（運営委託事業者 社会福祉法人佑啓会）
 連絡先：047-390-5570（代表）（受付時間：8:30～17:00）

【子育て短期支援事業制度概要・その他お問い合わせ】

住 所：〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
 名 称：浦安市 健康こども部こども課こども事業係
 連絡先：047-712-6419

●アクセス

